

指定管理者制度特集 その3

市教育委員会の所管する施設の公募で

「プロパー職員の解雇はない」教育長が明言

6月議会・文教委員会(6月30日) 皆川けいし議員



“公民館は非公募に”が多数の意見

教育長「公益法人関係局長会議に報告する」

各委員の発言をうけて皆川議員は、「公民館は公募すべきではない」という意見が多い。公募の具体的な条件を説明すべきというのも一致した意見だ」と指摘。

また、公募か非公募かという問題が議案になっていないことについて、「委員会の総意が『公民館は非公募』とまとめれば、市の方針にどのように反映するのか」と質問。教育長は、「(公募・非公募の方針を決定した)公益法人関係局長会議に報告する」と答えました。今後、局長会議での議論の結果が注目されます。

「プロパー職員の解雇はない」

本会議答弁をくつがえす

皆川議員は、「個々の施設について議案が出ているのだから、公募内容も施設毎に示してほしい。重大な問題として、プロパー職員の解雇はあるのか」と施設毎に答弁を求めました。

ここで、皆川議員が当局より取り寄せた資料(各施設の職員数内訳)を示して発言しようとしたところ、この資料が他の委員に配付されていないことが判

明。このことがきっかけとなって、各委員会ごとに「公募対象施設の職員数内訳」が提示されるに至りました。(裏面参照)

市は、「公民館を含めた教育委員会所管の施設では、プロパー職員の解雇が生じないよう、市からの派遣職員をひきあげる」と答弁。皆川議員が、「教育委員会の所管では解雇はない」ということで確認して良いか」と問い返すと、教育長は「解雇はない」と認めました。

この答弁は、本会議で「プロパー職員に対する市の雇用責任はない」「解雇もありうる」との市の答弁を覆すものです。

さいたま市は特別委設置

広島市も徹底審議すべき

皆川議員は、「さいたま市議会では、指定管理者制度の導入を審議するために特別委員会を設置した。広島市も徹底審議すべきだ」と強調し、公募内容を議会にはかるよう求めました。

市は、当初、難色を示しましたが、最終的には「公募する前に公募内容を議会で議論する

場を設ける」と約束しました。それまで市は、「公募内容は指定議案を出す際(12月議会)に議会に示す(本会議答弁)との姿勢でしたが、この答弁

をきっかけに、翌日の総務委員会で行政改革を取り仕切る企画総務局長が、「公募するまでに議会に議論する場を持つ」と言明しました。

公募要綱決まり次第、委員会に報告を

委員の「合意事項」を付して関連条例を委員会可決

当局の説明不足を指摘する声が強かったため、討論・採決の前に一旦休憩して委員のみが別室で協議。再開後、委員長が「公民館など文教委員会所管施設の公募要綱が決まり次第、

管理者制度に関連する条例案が可決されました。

公募をする前に委員会に報告し、意見を聞くための場を設ける」とする文教委員会の「合意事項」を発表。最終的には、この合意事項を条件に付して指定

討論で皆川議員は、合意事項を尊重するとして上で、「教育委員会所管の施設でプロパー職員の解雇はないと明言したことは評価するが、公募・非公募にかかわらず判断材料が揃っていない段階では賛成できない」と主張し、条例改正案に反対しました。

公民館

住民、関係者を無視した

「公募」はゆるせない!!

公民館8館を公募することについて他党派のある議員は、「住民サービスを向上させたいと言うが、住民の意見を聞いたのか」と質問。市は、「住民から直接聞いていないが、各区の運営委員の意見は聞いている」と答えました。

しかし、各区の公民館運営委員長8名連名の秋葉市長あての要望書では、「民間事業者が指定管理者となれば、これまでの公民館と地域の密接な連携や地域コミュニティのネットワークが壊れることが懸念される」として、非公募にすることを要望しています。

住民、関係者の声を無視したまま、公募を強行することは許されません。

市の方針で指定管理者を「公募」で選ぶとしている施設の職員数

企画総務局人事部人事課6月24日作成資料より（人数は2005年6月1日現在）

※プロパー職員

現在の管理委託団体	施設名	施設数	市からの派遣職員	団体雇用の職員※	嘱託職員	合計	所管局
(財)広島勤労者職業福祉センター	西部埋立第五公園	1	0	0	0	0	都市計画局
(財)広島市ひと・まちネットワーク	まちづくり市民交流プラザ	1	5	6	2	13	市民局
	公民館(各区1館 竹屋 鈴が峰 温品 阿戸 似島 安 三入 彩が丘)	8	16	12	2	30	教育委員会
	青少年センター	1	4	4	0	8	
	似島臨海少年自然の家	1	4	3	3	10	
	三滝少年自然の家	1	4	4	0	8	
	グリーンスポーツセンター	1	1	3	0	4	
	女性教育センター	1	2	4	2	8	
(財)広島市文化財団	映像文化ライブラリー	1	2	3	1	6	市民局
	現代美術館	1	5	7	5	17	
	文化創造センター(中区民文化センター、国際青年会館を含む)	3	4	10	1	15	
	区民文化センター(中区民文化センターを除く)	7	6	35	15	56	
(財)広島市スポーツ協会	総合屋内プール	1	2	2	3	7	市民局
	スポーツセンター(分館(プール2、体育館1)を含む)	12	13	44	15	72	
	庭球場	9	1	1	4	6	
	バレーボール場	1	0	0	0	0	
	運動広場	8	0	0	0	0	
	体育館(吉島)	1	0	0	1	1	
	クアハウス湯の山	1	0	9	0	9	
	広域公園(有料部分)	1	1	6	9	16	都市計画局
(財)広島平和文化センター	国際会議場	1	1	9	0	10	市民局
	留学生会館	1	1	3	2	6	
(社福)広島市社会福祉協議会	女性福祉センター	1	0	1	1	2	社会局
	福祉センター(条例改正済)	11	0	0	11	11	
	老人福祉センター	3	0	2	3	5	
	老人いこいの家	17	0	0	7	7	
(社福)広島市社会福祉事業団	心身障害者福祉センター	1	3	21	7	31	社会局
(財)広島市環境事業公社	火葬場(永安館を除く3施設)	3	0	1	1	2	市民局
	永安館	1	0	3	1	4	
	高天原納骨堂	1					
(財)広島市産業振興センター	中小企業会館(本館)	1	2	2	0	4	経済局
(財)広島観光コンベンションビューロー	平和記念公園レストハウス	1	0	0	0	0	
(財)広島市農林水産振興センター	市民農園	2	0	0	0	0	
	森林公園	1	3	9	2	14	
(財)広島市都市整備公社	市営住宅(安佐南 安佐北 安芸 佐伯)	41	1	0	0	1	都市計画局
	市営住宅等附設駐車場	23	0	0	0	0	
	自転車等駐車場	23	0	1	0	1	道路交通局
	路上駐車場(市営富士見町第二駐車場を除く30施設)	30	4	78	16	98	
	路外駐車場	5					
	道路附属物駐車場	2					
	総合防災センター	1	3	2	2	7	消防局
(財)広島市植物公園・公園協会	中央公園(ファミリープール含む)	1	1	0	0	1	都市計画局
	公園(寺迫、竜王、可部運動、瀬野川、佐伯運動、新牛田、牛田総合)	7	0	0	26	26	
	広域公園(有料部分以外)	—	1	0	1	2	
	大芝公園(交通ランド含む)	1	0	0	3	3	
合計		240	90	285	146	521	

◎ユース・ホステル、西新天地公共広場は、現在の管理委託先が市の外郭団体でないため、上表には含まれていません。